

難病患者等島外通院旅費助成事業

難病やがんの治療で島外の医療機関での通院が必要な方へ旅費の一部を助成することで経済的な負担や福祉の増進を図るための事業です。

令和7年4月1日以降の受診、旅費から適用になります。

[対象者]

- ① 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- ② 「がん」と診断された方
- ①または②の該当者で島外の医療機関で専門的な医療を受ける必要があると診断された方

*生活保護の方、他の助成金等の支給を利用された方は対象外です。

[助成対象経費]

喜界～鹿児島往復の船賃又は航空運賃（離島割引運賃）、バス代（航空機利用の場合、空港から市内までの空港バス運賃相当）、宿泊費（上限1泊5,000円）2泊分までの合計額の3分の2を助成

（※10円未満切り捨て）

例）鹿児島に通院の場合

支出した費用：19,600円 + 7,660円 + 6000円

（行きの航空運賃）（帰りの船賃）（宿泊代1泊分）

→（19,600円 + 1,500円 + 7,660円 + 5,000円）× 2/3 = 22,500円

（鹿児島空港～鹿児島市内までのバス往復運賃相当） 助成額

[助成回数]

年度内、1人につき年6回まで申請受付

[申請必要書類]

- ・支給申請書
- ・証明書1*¹（島外で医療を受ける必要があることの証明）※年度ごとに提出
- ・証明書2*²（島外で医療を受けたことの証明）※初回申請時のみ提出
- ・受診した際の医療機関の領収書
- ・交通費*³（飛行機または船賃）、宿泊費等の領収書等
- ・難病の方は特定医療費（指定難病）受給者証
- ・助成金振込口座の通帳写し

*1,2 島外で受診される前に保健福祉課で所定の証明書様式を受け取って、医療機関で作成してもらってください。

*3 交通費の領収書は、飛行機または船賃の領収書に限ります。

[申請受付期間] 受診日から1年以内

お問合せ：保健福祉課 包括保健チーム TEL 65-3522